

第Ⅳ章 シンボルプロジェクト

将来の本町の姿を象徴的に表すプロジェクトとして、シンボルプロジェクトを示します。

1 「シーガーデンシティ構想」の推進

○ シーガーデンの整備

- ・ 多目的広場及び海浜回廊の整備による新たな防潮堤の構築

駿河湾沿岸部に多目的広場及び海浜回廊を新たな防潮堤として整備（シーガーデンの整備）します。

- ・ 駿河湾と富士山を望む回廊の整備

（都）吉田公園から二級河川坂口谷川までの間に駿河湾と富士山を望む回廊を整備します。

○ 防災拠点機能の整備

- ・ 北オアシスパーク（防災公園）などにおける防災機能の充実と活用

津波浸水想定区域外にある北オアシスパーク及びその周辺、東名吉田インターチェンジ周辺において、町の玄関口としての情報発信拠点機能や災害時の一時避難地・応急仮設住宅用地、物資供給などに関する協定などによる防災拠点機能の充実と活用を推進します。

- ・ 企業活動の維持支援機能の整備

「内陸のフロンティアを拓く取組」の区域では、津波浸水想定区域から移転する企業の受け皿となる工業用地と応急仮設住宅建設用地など災害時に必要な施設を確保します。

2 （都）能満寺山公園周辺・二級河川湯日川親水空間の整備

○ （都）能満寺山公園の園内道路の整備

公園内を巡ることのできる園内道路を整備するとともに、整備に際しては、高齢者や障害のある方でも利用しやすいよう配慮します。

○ 二級河川湯日川親水空間の整備

動植物の生態系に配慮しながら、子どもを含めた散策者が水辺に親しむことのできる場所を整備します。

○ 堤防の保全

住民や企業、NPOなどの活動団体と協力し、二級河川湯日川堤防の緑の環境を保全します。

○ 緑と文化の散策路の整備

公園緑地、河川空間、歴史資源、観光資源、文化施設などを一体的に活用するための散策路を整備します。

○ 沿道緑化などの推進

（都）能満寺山公園周辺や二級河川湯日川周辺の宅地においては、花壇やフラワーポットによる緑化を充実します。また、町立図書館などの公共施設内の緑化に努めます。

3 (都) 浜田土地区画整理事業の促進

○ (都) 浜田土地区画整理事業の促進

道路・公園などの必要な公共施設を整備・改善するとともに、整然とした区画の宅地化を進めるため、組合施行により(都)浜田土地区画整理事業が進められています。この事業は、沿道商業機能や住宅地などによる町内外の交流が生まれる新たな拠点づくりとして重要なものです。組合に対して、幅広い住民の意識醸成や必要に応じた専門家の派遣などを行い、円滑な事業進捗を促進します。

○ 幹線道路沿道の土地利用の誘導

(都)浜田土地区画整理事業区域やその周辺において、幹線道路沿道の利便性を活かしたサービス施設などの立地を誘導します。

4 緑と花いっぱいの地域づくり

○ 公園・公共施設内の緑の適切な管理

既存の都市公園や住宅地内の身近な場所の緑地について、住民・企業・NPO などから協力を得ながら、公園や公共施設内の花や緑の適切な維持管理を推進します。

○ 住民参加(花の会・小中学校 NPO など)による沿道緑化のボランティア活動

本町は、行政と住民が一体となって緑化推進と保全に努め、緑あふれる都市づくりを目指した「吉田町緑のオアシス条例」を制定しています。花の会や小中学校、NPO などが、沿道緑化や環境美化の活動を行っていますが、この活動を更に多くの住民や団体、企業に拡大し、町全体の活動による緑と花いっぱいの地域づくりを進めます。

○ 住宅地内の生垣づくり、道路に面した敷地の花の植栽

日常生活している住宅地内に緑が多く、潤いのある環境であることは、暮らしの重要な要素です。本町では、吉田町緑のオアシス条例や支援制度により、可能な限り多くの方が緑化の推進に携わる環境づくりに取り組んでいます。住宅地内のブロック塀の生垣化、道路に面した小スペースの花壇づくりなど、身近な空間の緑化について、協働の取り組みを進めます。

○ 事業場の敷地周辺の緑化

事業場の敷地の緑化は、条例に基づき、事業場敷地の外周部に緑地を配置するなどの適正な緑地の配置と緑化の質の向上を推進し、自然環境と生活環境に配慮した緑地をつくり出します。また、「内陸のフロンティアを拓く取組」による誘致企業敷地の緑地や環境施設は、災害時の応急仮設住宅用地などへの活用を進めます。

第Ⅴ章 都市づくりの進め方

1 まちづくりの基本的な進め方

○ 法律や制度によるまちづくり

都市計画決定された都市施設など、既に位置付けのあるものについては、制度に則した整備を進めます。本計画で位置付けた、新たな幹線道路や土地利用については、現在の都市計画に加えて、新たな都市計画の決定や変更を行う必要があります。また、本計画の方針に基づいて独自の条例や計画を定めるなど、新たな制度やルールづくりなどの取り組みを進めます。

○ 住民・団体・企業の参加によるまちづくり

まちづくりへの住民や団体、企業の参加は、これまでも大切な要素として取り上げられていましたが、町を取り巻く厳しい財政状況の中では、今後、更に多くの住民・団体・企業が、生活に身近な場面からまちづくりに携わることが必要となってきます。このため、住民・団体・企業に対しては、補助金に頼らないソフト面の支援を進めながら、幅広い住民・団体・企業のまちづくりへの参加を促します。また、様々な働きかけの基礎となる自治会との協力関係をより強化します。

○ 効率的、総合的なまちづくり

地方自治体の財政状況が厳しいなか、本計画の具現化に当たっては、施策の優先順位と財源などと調整を図りつつ、民間の活力も利用しながら効率的に進めます。また、土地利用や施設の整備に当たっては、災害や景観、地域コミュニティ、環境教育など幅広い分野への配慮や方策の組合せることで、総合的なまちづくりを進めます。

2 住民との協働によるまちづくり

○ 意識喚起と担い手の育成

さまざまな広報活動や、まちづくりに関する条例の制定などにより、協働によるまちづくりへの意識を醸成し、さらに、まちづくりを担う人材育成を進めます。

○ 参加・活動しやすい環境づくり

まちづくり会議や地域座談会などのまちづくりに関連する会議への参加機会を充実します。住民・団体・企業が活動を始める際などの相談に応じ、適切に支援するための庁内体制を整えます。

○ 対話と情報共有

行政と住民・団体・企業などが対話のできる機会や、手段を充実するほか、情報が適切に公開される仕組みづくりを進めます。また、協働の成果などを評価し、次の展開につなげるための取り組みを進めます。